

公共下水道管理者以外の者が工事等を行う際の提出物一覧（污水施設）

1 事前協議【協議先：射水市下水道工務課】

- ・「2 許可申請」に添付する位置図及び図面により事前協議を行ってください。（チェックリスト参照）

2 許可申請【提出先は申請内容によって異なります】

- ・各種（制限行為、開発行為等）の許可を受けてください。
- ・申請の際は以下を申請書に添付してください。

提出物	備考
☐ 位置図（住宅地図等）	
☐ 図面（管径、延長、勾配、地盤高、管底高、マンホール深、公共柵深さ、上流側マンホールから取付管までの距離、舗装復旧範囲等記載） ※ 設置する下水道施設の規格・仕様・構造等が わかるものとしてください。	平面図、縦断面図、横断面図、構造図等

3 着手時【提出先は申請内容によって異なります】

- ・現地着手する際は下記を提出してください。

提出物	備考
☐ 使用資材届	必要と認められる場合
☐ 道路使用許可証（写）	必要と認められる場合
☐ 着手届	

4 完成時【提出先は申請内容によって異なります】

- ・工事完成時には下記を提出してください。
- ・施工規模等により、下水道施設の検査を行う場合があります。

提出物	備考
☐ 出来形管理図（設計値、実測値、出来形管理基準等記載）	
☐ 申請時の図面に記載された内容に対する出来形を記載	
☐ 出来形管理図電子データ（上記のデータ）	必要と認められる場合
☐ 工事写真一式（写真説明を記載：工種、測点、内容等）	
☐ 着工前、完成写真	
☐ 施工状況写真	
☐ 出来形管理写真	
☐ 材料検収写真	
☐ TVカメラ管内調査（全区画）	本管工事の場合
☐ DVD	
☐ 報告書または記録表	
☐ 完了届（下水道施設の移管、寄附採納願）	

現地検査

◎本管蛇行確認（光検査）、本管延長、管底高、公共柵深さ、取付管延長、本管上流マンホールからの距離等